

総務財政委員会 案件一覧

(令和6年9月18日・19日開催分)

○付託議案審査 22件

部局	(案) 上程順	件名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
企画経営部	1	第 87 号議案 令和 6 年度大田区一般会計補正予算 (第 2 次)	1	田村 財政課長
		第 88 号議案 令和 6 年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 次)		
		第 89 号議案 令和 6 年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 次)		
		第 90 号議案 令和 6 年度大田区介護保険特別会計補正予算 (第 1 次)		
総務部	2	第 91 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1	井村 人事企画担当課長
		第 92 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2	
	3	第 97 号議案 大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約について	3	武藤 経理管財課長
		第 98 号議案 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事 (I 期) 請負契約について	4	
		第 99 号議案 大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修工事請負契約について	5	
		第 100 号議案 仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約について	6	
		第 101 号議案 大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修電気設備工事請負契約について	7	
		第 102 号議案 大田区立矢口西小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について	8	
		第 103 号議案 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事 (I 期) 請負契約について	9	
		第 104 号議案 大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修機械設備工事請負契約について	10	

総務部	3	第 105 号議案 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修機械設備工事請負契約について	11	武藤 経理管財課長
		第 106 号議案 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について	12	
		第 107 号議案 大田区立特別養護老人ホーム糶谷及びシルバーピア糶谷昇降機設備改修工事請負契約について	13	
	4	第 108 号議案 災害対策用携帯トイレの購入について	14	
		第 109 号議案 災害対策用毛布の購入について	15	
	5	第 110 号議案 大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事請負契約の変更について	16	
		第 111 号議案 大田区立大田生活実習所改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の変更について	17	
	区民部	6	第 93 号議案 大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例	

○所管事務報告 1 件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
経営企画部	1	馬込地区の公共施設整備に向けた「財産交換に係る基本協定の締結」について	1	宮本 施設整備課長

総務財政委員会
令和6年9月18・19日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和6年度補正予算案の概要

- 一 般 会 計 (第2次)
- 国民健康保険事業特別会計 (第1次)
- 後期高齢者医療特別会計 (第1次)
- 介護保険特別会計 (第1次)

令和6年9月

大田区企画経営部財政課

目 次

1	基本的な考え方	1
2	補正予算の規模	1
3	補正予算の財源	2
4	補正予算歳出事業概要	3
5	歳入・歳出（款別）一覧	5
6	歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	7
7	繰越明許費	8
8	債務負担行為補正	9
9	地方債補正	10
10	積立基金の状況	11
11	国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覧	12
12	後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧	13
13	介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧	14

1 基本的な考え方

令和6年度補正予算案（一般会計第2次、特別会計第1次）につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

(1) 一般会計

- 現下の行政課題に速やかに対応するための予算
- 第1次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算
- 令和5年度決算確定に伴う精算等を行うための予算

(2) 特別会計

- 当初予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算
- 令和5年度決算確定に伴う精算等を行うための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した補正予算案の規模は以下のとおりです。

(1) 一般会計

- 21億6,069万5千円 で、補正後の予算額は、3,503億3,291万8千円 となりました。

(2) 特別会計

- 国民健康保険事業特別会計の補正額は、△1,845万1千円 で、補正後の予算額は、674億8,703万9千円 となりました。
- 後期高齢者医療特別会計の補正額は、2億3,807万4千円 で、補正後の予算額は、208億4,175万6千円 となりました。
- 介護保険特別会計の補正額は、4億5,029万8千円 で、補正後の予算額は、617億4,917万2千円 となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額	
一般会計	341,209,981	348,172,223	2,160,695	350,332,918	
特別会計	149,408,046	149,408,046	669,921	150,077,967	
内訳	国民健康保険事業	67,505,490	67,505,490	△ 18,451	67,487,039
	後期高齢者医療	20,603,682	20,603,682	238,074	20,841,756
	介護保険	61,298,874	61,298,874	450,298	61,749,172

3 補正予算の財源

(1) 一般会計

補正予算額 21億6,069万5千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **国庫支出金**について、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成、母子保健医療対策総合支援事業等 8億3,796万6千円 を計上しました。
- ② **都支出金**について、保育サービス推進事業、とうきょうママパパ応援事業等 1億52万8千円 を計上しました。
- ③ **寄附金**について、子ども生活応援基金等に係る寄附金 50万1千円 を計上しました。
- ④ **繰入金**について、財政基金繰入金、介護保険特別会計繰入金等 19億2,829万8千円 を計上しました。
- ⑤ **繰越金**について、令和5年度決算に基づき △6億4,437万8千円 を計上しました。
- ⑥ **諸収入**について、感染症予防費受託収入 3,378万円 を計上しました。
- ⑦ **特別区債**について、小学校施設建設費 △9,600万円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	2,160,695	1,283,920	938,494	△ 61,719	876,775

(2) 特別会計

① 国民健康保険事業特別会計

補正予算額 △1,845万1千円 の財源として、繰入金 2億921万3千円、繰越金 △2億2,766万4千円 を計上しました。

② 後期高齢者医療特別会計

補正予算額 2億3,807万4千円 の財源として、繰越金 1億6,034万4千円、諸収入 7,758万9千円 等を計上しました。

③ 介護保険特別会計

補正予算額 4億5,029万8千円 の財源として、支払基金交付金 3,781万6千円、繰越金 4億1,248万2千円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
特別会計	669,921	669,921			
内訳	国民健康保険事業	△ 18,451	△ 18,451		
	後期高齢者医療	238,074	238,074		
	介護保険	450,298	450,298		

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
2 総務費		△ 44,729
1 普通財産撤去工事	安方中学校改築工事（第1期）の工期延伸に伴う減	△ 182,600
2 情報政策の推進	手続きNavi導入による窓口サービスの向上	1,221
3 地域力応援基金積立金	寄附金分の積立及び令和5年度助成金精算分の積立	3,044
4 勝海舟基金積立金	寄附金分の積立	661
5 区税等還付金（普通徴収等）	前年源泉徴収分の区税等還付額の増	132,945
3 福祉費		1,073,065
1 福祉事業積立基金積立金	寄附金分の積立	1,557
2 子ども生活応援基金積立金	寄附金分の積立	4,669
3 大学等進学応援基金積立金	寄附金分の積立	538
4 国民健康保険事業特別会計への繰出金	国民健康保険事業特別会計第1次補正に伴う増	209,213
5 前年度国・都支出金等返還金（社会福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（重層的支援体制整備事業交付金等）	20,386
6 後期高齢者医療特別会計への繰出金	後期高齢者医療特別会計第1次補正に伴う増	141
7 前年度国・都支出金等返還金（高齢福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助金等）	311
8 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成事業	執行見込による増	276,738

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

福祉費のつづき

9	保育サービス推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業	41,931
10	保育力強化事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業等	15,009
11	前年度国・都支出金等返還金（児童福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（子ども・子育て支援交付金等）	373,005
12	前年度国・都支出金等返還金（生活保護費）	過年度分実績確定に伴う返還（生活扶助費等負担金）	129,567

4 衛生費

1,251,042

1	前年度国・都支出金等返還金（保健衛生費）	過年度分実績確定に伴う返還（帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金等）	11,038
2	新型コロナウイルスワクチン接種	新型コロナウイルスワクチン定期接種事業	1,166,220
3	産後ケア	執行見込による増	71,174
4	5歳児健康診査	5歳児健康診査に係る経費	2,610

9 教育費

△ 118,683

1	前年度国・都支出金等返還金（教育総務費）	過年度分実績確定に伴う返還（子育てのための施設等利用給付交付金等）	57,221
2	校舎の改築等（小学校費）	委託内容見直しによる増減	△ 12,421
3	校庭整備（小学校費）	執行見込による減	△ 161,100
4	学習及び事務等（中学校費）	安方中学校改築工事（第1期）の工期延伸に伴う減	△ 183
5	維持管理（中学校費）	安方中学校改築工事（第1期）の工期延伸に伴う減	△ 2,200

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 特別区税	81,856,585	78,280,213		78,280,213
2 地方譲与税	1,934,001	1,934,001		1,934,001
3 利子割交付金	337,000	337,000		337,000
4 配当割交付金	2,010,000	2,010,000		2,010,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,334,000	2,334,000		2,334,000
6 地方消費税交付金	18,593,000	18,593,000		18,593,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	292,000	292,000		292,000
9 地方特例交付金	468,000	4,044,372		4,044,372
10 特別区交付金	83,222,000	83,222,000		83,222,000
11 交通安全対策特別交付金	70,000	70,000		70,000
12 分担金及び負担金	1,996,221	1,996,221		1,996,221
13 使用料及び手数料	8,698,794	8,698,794		8,698,794
14 国庫支出金	57,764,209	57,766,209	837,966	58,604,175
15 都支出金	28,779,877	35,604,137	100,528	35,704,665
16 財産収入	1,634,062	1,634,062		1,634,062
17 寄附金	415,437	415,437	501	415,938
18 繰入金	25,593,706	25,729,688	1,928,298	27,657,986
19 繰越金	2,000,000	2,000,000	△ 644,378	1,355,622
20 諸収入	9,311,088	9,311,088	33,780	9,344,868
21 特別区債	13,900,000	13,900,000	△ 96,000	13,804,000
合計	341,209,981	348,172,223	2,160,695	350,332,918

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 議会費	1,150,739	1,150,739		1,150,739
2 総務費	52,394,597	52,497,420	△ 44,729	52,452,691
3 福祉費	172,351,567	179,053,221	1,073,065	180,126,286
4 衛生費	10,325,775	10,415,836	1,251,042	11,666,878
5 産業経済費	6,848,082	6,848,082		6,848,082
6 土木費	21,721,480	21,721,480		21,721,480
7 都市整備費	9,378,169	9,378,169		9,378,169
8 環境清掃費	12,670,519	12,670,519		12,670,519
9 教育費	52,176,687	52,244,391	△ 118,683	52,125,708
10 公債費	1,635,585	1,635,585		1,635,585
11 諸支出金	56,781	56,781		56,781
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合計	341,209,981	348,172,223	2,160,695	350,332,918

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
一般財源	210,122,509	210,164,916	1,283,920	211,448,836
特別区税	81,856,585	78,280,213		78,280,213
地方譲与税	1,934,001	1,934,001		1,934,001
特別区交付金	83,222,000	83,222,000		83,222,000
その他	43,109,923	46,728,702	1,283,920	48,012,622
特定財源	131,087,472	138,007,307	876,775	138,884,082
使用料及び手数料	8,698,794	8,698,794		8,698,794
国庫支出金	57,764,209	57,766,209	837,966	58,604,175
都支出金	28,779,877	35,604,137	100,528	35,704,665
特別区債	13,900,000	13,900,000	△ 96,000	13,804,000
その他	21,944,592	22,038,167	34,281	22,072,448
合計	341,209,981	348,172,223	2,160,695	350,332,918

歳出（性質別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
義務的経費	149,695,166	155,726,766	276,738	156,003,504
人件費	45,479,813	45,479,813		45,479,813
扶助費	102,585,609	108,617,209	276,738	108,893,947
公債費	1,629,744	1,629,744		1,629,744
投資的経費	54,747,822	54,747,822	△ 356,121	54,391,701
建設費等 （建設費補助等含む）	53,604,430	53,604,430	△ 195,021	53,409,409
公有財産購入費	1,143,392	1,143,392	△ 161,100	982,292
その他	136,766,993	137,697,635	2,240,078	139,937,713
合計	341,209,981	348,172,223	2,160,695	350,332,918

7 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
6 土木費	2 道路橋梁費	合流改善貯留施設整備	14 工事請負費	2,369,311	802,641	1,566,670
			計	2,369,311	802,641	1,566,670
9 教育費	1 教育総務費	教科用システム等運用	12 委託料	20,895	0	20,895
			計	20,895	0	20,895
9 教育費	3 中学校費	特別支援学級管理運営	10 需用費	125	0	125
			17 備品購入費	262	0	262
			計	387	0	387
9 教育費	3 中学校費	学校運営費	10 需用費	24,085	0	24,085
			11 役務費	24,670	141	24,529
			17 備品購入費	130,491	0	130,491
			計	179,246	141	179,105
9 教育費	3 中学校費	給食室増改修に伴う備 品整備	12 委託料	264	0	264
			17 備品購入費	80,513	0	80,513
			計	80,777	0	80,777
9 教育費	3 中学校費	健康診断・健康管理	10 需用費	149	0	149
			17 備品購入費	2,673	0	2,673
			計	2,822	0	2,822
9 教育費	3 中学校費	校舎の改築・改修及び 屋内運動場等の整備	12 委託料	78,750	0	78,750
			14 工事請負費	4,933,139	1,407,358	3,525,781
			計	5,011,889	1,407,358	3,604,531

8 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
園外保育業務委託	令和7年度	8,122	1. 事業目的 園外保育業務委託 2. 事業内容 経費 8,122 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 8,122 3. 契約締結年度 令和6年度
小学校移動教室業務委託等	令和7年度	281,005	1. 事業目的 小学校移動教室業務委託等 2. 事業内容 経費 281,005 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 281,005 3. 契約締結年度 令和6年度
雪谷小学校改築工事（基本計画作成等支援業務委託）	令和7年度	14,360	1. 事業目的 雪谷小学校改築工事に伴う基本計画作成等支援業務委託 2. 事業内容 経費 20,460 { 本年度予算計上額 6,100 来年度債務負担額 14,360
大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事（第2期）	令和7年度 } 令和8年度	495,000	1. 事業目的 大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事（第2期） 2. 事業内容 経費 495,000 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 495,000 3. 契約締結年度 令和6年度
安方中学校改築工事（第1期）（契約変更）	令和7年度	54,182	1. 事業目的 安方中学校改築工事（第1期） 2. 事業内容 経費 54,182 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 54,182

廃止

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
安方中学校取壊し工事（第1期）	令和7年度	274,082	1. 事業目的 安方中学校取壊し工事（第1期） 2. 事業内容 経費 456,682 { 本年度予算計上額 182,600 来年度債務負担額 274,082

変更

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
補正後 橋梁耐震補強整備（馬込歩道橋）	令和7年度	252,749	1. 事業目的 馬込歩道橋耐震補強整備工事負担金 2. 事業内容 経費 252,749 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 252,749 3. 協定締結年度 令和6年度
補正前 橋梁耐震補強整備（馬込歩道橋）	令和7年度	200,000	1. 事業目的 馬込歩道橋耐震補強整備工事負担金 2. 事業内容 経費 200,000 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 200,000 3. 協定締結年度 令和6年度

9 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小 学 校 施 設 建 設 事 業	2,720,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。	2,624,000	同左	同左	同左

10 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度末 現在高見込 (6年3月31日現在)	令和6年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	49,356,735	56,780	14,655,688	36,071,044		1,512,958	34,558,086
減債基金	-			-			-
特定目的基金	72,850,822	1,553,107	10,575,372	63,746,922	10,469		63,757,391
公共施設整備資金 積立基金	48,532,920	52,686	9,900,000	38,685,606			38,685,606
羽田空港対策積立基金	2,586,331	440,854	414,000	2,613,185			2,613,185
文化振興基金	100,336	127	100,000	463			463
自転車等駐車場整備資金 積立基金	110,651	34,355		156,946			156,946
地域力応援基金	91,512	101	20,650	70,963	3,044		74,007
福祉事業積立基金	130,652	145		130,797	1,557		132,354
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	9,847,714	1,011,707	122,000	10,737,421			10,737,421
勝海舟基金	20,460	28	5,793	14,695	661		15,356
防災対策基金	11,310,175	12,983		11,229,583			11,229,583
子ども生活応援基金	27,884	22	5,429	22,477	4,669		27,146
大学等進学応援基金	92,185	99	7,500	84,784	538		85,322
新型コロナウイルス感染 症対策利子補給基金	-			-			-
計	122,207,557	1,609,887	25,231,060	99,817,966	10,469	1,512,958	98,315,477
介護給付費準備基金	5,478,080	6,031	683,576	4,800,535	5,035		4,805,570
合 計	127,685,637	1,615,918	25,914,636	104,618,501	15,504	1,512,958	103,121,047

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

※ 財政基金の既定予算後現在高見込は、財政基金条例第2条第1項の規定による積立1,355,624千円が含まれています。

※ 自転車等駐車場整備資金積立基金の既定予算後現在高見込は、令和6年5月積立分（5年度予算）11,940千円を算入しています。

11 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覽

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 国民健康保険料	15,137,572		15,137,572
2 一部負担金	1		1
3 使用料及び手数料	210		210
4 国庫支出金	1		1
6 都支出金	43,279,408		43,279,408
7 財産収入	1		1
8 繰入金	8,343,557	209,213	8,552,770
9 繰越金	600,000	△ 227,664	372,336
10 諸収入	144,740		144,740
合計	67,505,490	△ 18,451	67,487,039

- 8 繰入金 財源不足に対する繰入金の増
 9 繰越金 5年度決算剰余金確定に伴う減

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 総務費	1,170,766		1,170,766
2 保険給付費	43,212,628		43,212,628
3 国民健康保険事業費納付金	22,376,170	△ 18,451	22,357,719
4 保健事業費	535,870		535,870
5 諸支出金	110,056		110,056
6 予備費	100,000		100,000
合計	67,505,490	△ 18,451	67,487,039

- 3 国民健康保険事業費納付金 都の再算定による減

12 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 後期高齢者医療保険料	10,848,943		10,848,943
2 使用料及び手数料	1		1
4 繰入金	9,240,103	141	9,240,244
5 繰越金	1	160,344	160,345
6 諸収入	514,634	77,589	592,223
合計	20,603,682	238,074	20,841,756

4 繰入金	区事務費等の必要額の変更による増	
5 繰越金	5年度決算剰余金確定に伴う増	
6 諸収入	5年度保険料未収金補填分負担金の精算による増	68,480千円
	5年度葬祭費負担金の精算による増	9,109千円

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 総務費	299,944		299,944
2 広域連合納付金	19,414,230	67,268	19,481,498
3 保険給付費	368,971		368,971
4 保健事業費	477,071		477,071
5 諸支出金	23,466	170,806	194,272
6 予備費	20,000		20,000
合計	20,603,682	238,074	20,841,756

2 広域連合納付金	5年度保険料負担金の精算による増	
5 諸支出金	5年度決算剰余金の繰戻しに伴う一般会計繰出金の増	161,557千円
	5年度葬祭費交付金の精算による増	9,249千円

13 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 介護保険料	13,557,157		13,557,157
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金	13,210,115		13,210,115
4 支払基金交付金	16,029,804	37,816	16,067,620
5 都支出金	7,975,059		7,975,059
6 財産収入	6,031		6,031
7 寄附金	1		1
8 繰入金	10,498,483		10,498,483
9 繰越金	16,000	412,482	428,482
10 諸収入	6,223		6,223
合計	61,298,874	450,298	61,749,172

- 4 支払基金交付金 5年度支払基金交付金の精算による増
 9 繰越金 5年度決算実質収支繰越による増

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 総務費	1,700,811		1,700,811
2 保険給付費	58,216,845		58,216,845
3 地域支援事業費	976,158		976,158
4 保健福祉事業費	382		382
5 財政安定化基金拠出金	1		1
6 基金積立金	6,031	5,035	11,066
7 諸支出金	378,646	445,263	823,909
8 予備費	20,000		20,000
合計	61,298,874	450,298	61,749,172

- 6 基金積立金 5年度決算確定による保険料剰余金等
 7 諸支出金 5年度決算確定による負担金等精算 187,139千円
 第1号被保険者保険料還付金 4,341千円
 一般会計繰出金 253,783千円

第87号議案 令和6年度大田区一般会計補正予算（第2次）の編成替えを求める動議

第87号議案 令和6年度大田区一般会計補正予算（第2次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和6年9月19日

総務財政委員長 高山 雄一様

提出者
清水 菊美

記

歳入

18款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を744,980千円増額する。

歳出

2款 総務費

非課税世帯を対象とした防災備蓄品の支給及び、感震ブレーカー支給取付事業拡充のため、1項総務管理費を436,000千円増額する。

4款 衛生費

新型コロナウイルスワクチン接種を拡充するため、1項保健衛生費を308,980千円増額する。

総務財政委員会
令和6年9月18日・19日
総務部 資料1番
所管人事課

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

子育て部分休暇の新設及び条文の文言整理を行うため、条例を改正する。

2 改正概要

(1) 職員が以下のア又はイに掲げる者を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を新設する。

ア 満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員の子

イ 職員の子であって規則で定める者

(2) 要介護者の範囲から同居していない配偶者の子を除く。

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年条例第43号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>平成10年3月10日 条例第43号</p> <p>第1条から第9条まで（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等以内の親族（<u>配偶者の子を除く。</u>）その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要</p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>平成10年3月10日 条例第43号</p> <p>第1条から第9条まで（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読</p>

新	旧
<p>介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3から第16条の2まで (略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子又は当該職員の子であって規則で定める者を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>第17条から第19条まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3から第16条の2まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第17条から第19条まで (略)</p>

総務財政委員会
令和6年9月18日・19日
総務部 資料2番
所管人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

子育て部分休暇の新設に伴い、規定を整備するため、条例を改正する。

2 改正概要

部分休業の取得時間と他の休暇等との取得時間の調整に子育て部分休暇を新たに加える。

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の育児休業等に関する条例</p> <p>平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>第1条から第14条まで（略） （部分休業の承認）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間、<u>勤務時間</u>条例第16条の2第1項の規定による介護時間、<u>勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>又は地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間、<u>当該子育て部分休暇</u>又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員（前条の規定により部分休業をすることができない職員を除く。以下この項において同じ。）に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（<u>当該時間が零を下回る場合にあっては、零</u>）を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間 <u>又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、<u>当該介護時間 又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（<u>当該時間が零を下回る場合にあっては、零</u>）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>第16条から第20条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例</p> <p>平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>第1条から第14条まで（略） （部分休業の承認）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間、<u>回</u>条例第16条の2第1項の規定による介護時間又は地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員（前条の規定により部分休業をすることができない職員を除く。以下この項において同じ。）に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間 <u>又は</u>介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間 <u>又は</u>当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>第16条から第20条まで（略）</p>

大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事
- (2) 工事場所 大田区下丸子一丁目7番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和11年2月28日まで
- (4) 工事内容
 - ア 改築工事 R C造地上5階建 校舎A棟 8,197.13 m²
R C造地上5階建 校舎B棟 1,789.85 m²
 - イ 仮設校庭及び仮設渡り廊下整備工事

2 案内図



入札経過調書

第97号議案

入札年月日	件名	大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事		
令和6年8月7日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	浅沼・河津・鎗谷 建設工事共同企業体	辞退		
2	藤木・湯建・三美 建設工事共同企業体	¥6,000,000,000	辞退	
3	松井・醍醐・拓栄 建設工事共同企業体	¥5,020,000,000	レ ¥4,920,000,000	
4				
5				
6				
7				

契約の相手方	名称	松井・醍醐・拓栄建設工事共同企業体	
	所在地	中央区新川一丁目17番22号	
契約金額(税込)	¥5,412,000,000	(落札率99.18%)	
	(税抜)	¥4,920,000,000	
予定価格(税込)	¥5,456,473,000		
	(税抜)	¥4,960,430,000	
工期	契約有効の日から令和11年2月28日まで		

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（I期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区中央二丁目15番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで
- (4) 工事内容
 - ア 改築工事 校舎棟 RC造一部SRC造
地上5階 約7,097.18㎡
市民消火隊用防災資機材格納庫
RC造地上1階 約4.7㎡
駐輪場 S造地上1階 約7.35㎡
 - イ 既存校舎基礎等取壊し工事
 - ウ アに伴う外構工事

2 案内図



入札経過調書

第98号議案

入札年月日		件名	大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（I期）		
令和6年8月7日					
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	醍醐・蔵王 建設工事共同企業体	¥3,286,000,000		/	
2	北信・幸 建設工事共同企業体	レ ¥3,070,000,000			
3	山田・横山 建設工事共同企業体	¥3,420,000,000			
4					
5					
6					
7					
<p> 契約の相手方 名 称 北信・幸建設工事共同企業体 所在地 大田区下丸子二丁目20番1号 </p> <p> 契約金額（税 込） ¥ 3, 3 7 7, 0 0 0, 0 0 0 （落札率97.1%） （税 抜） ¥ 3, 0 7 0, 0 0 0, 0 0 0 </p> <p> 予定価格（税 込） ¥ 3, 4 7 7, 8 2 6, 0 0 0 （税 抜） ¥ 3, 1 6 1, 6 6 0, 0 0 0 </p> <p> 工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで </p>					

大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷大規模改修工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷大規模改修工事
- (2) 工事場所 大田区西糞谷二丁目12番1号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年3月13日まで
- (4) 工事内容
 - ア 外壁改修工事 一式
 - イ 防水改修工事 一式
 - ウ 内装改修工事 一式
 - エ 外構改修工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第99号議案

入札年月日	件名	大田区立特別養護老人ホーム糶谷及びシルバーピア糶谷大規模改修工事		
令和6年8月7日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	河津・鎗谷 建設工事共同企業体	¥1,073,000,000	レ¥1,030,000,000	
2	幸・神菌 建設工事共同企業体	¥1,121,500,000	辞退	
3				
4				
5				
6				
7				

契約の相手方	名 称	河津・鎗谷建設工事共同企業体		
	所在地	大田区東嶺町30番17号		
契約金額(税 込)	¥1,133,000,000	(落札率97.13%)		
(税 抜)	¥1,030,000,000			
予定価格(税 込)	¥1,166,528,000			
(税 抜)	¥1,060,480,000			
工 期	契約有効の日から令和8年3月13日まで			

仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事
- (2) 工事場所 大田区西蒲田七丁目 12番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年8月31日まで
- (4) 工事内容 ア 仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築工事（S造約1,010.75㎡）
イ 新築に伴う外構工事

2 案内図



入札経過調書

第100号議案

入札年月日	件名	仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事		
令和6年8月8日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	小川建設株式会社	¥721,000,000	辞退	
2	北信土建株式会社 東京支店	辞退		
3	山田建設株式会社	¥665,200,000	¥643,000,000	
4				
5				
6				
7				

契約の相手方	名称	山田建設株式会社	
	所在地	大田区北千束一丁目11番3号	
契約金額(税込)	¥695,530,000	(不落随契)	
(税抜)	¥632,300,000		
予定価格(税込)	¥695,750,000		
(税抜)	¥632,500,000		
工期	契約有効の日から令和8年8月31日まで		

大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷大規模改修電気設備 工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷大規模改修電気設備工事
- (2) 工事場所 大田区西糞谷二丁目12番1号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年3月13日まで
- (4) 工事内容 大規模改修工事に伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第101号議案

入札年月日	件名	大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修電気設備工事		
令和6年8月8日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	永岡・城南 建設工事共同企業体	¥640,000,000		
2	増田・豊岡 建設工事共同企業体	¥850,000,000		
3				
4				
5				
6				
7				
8				

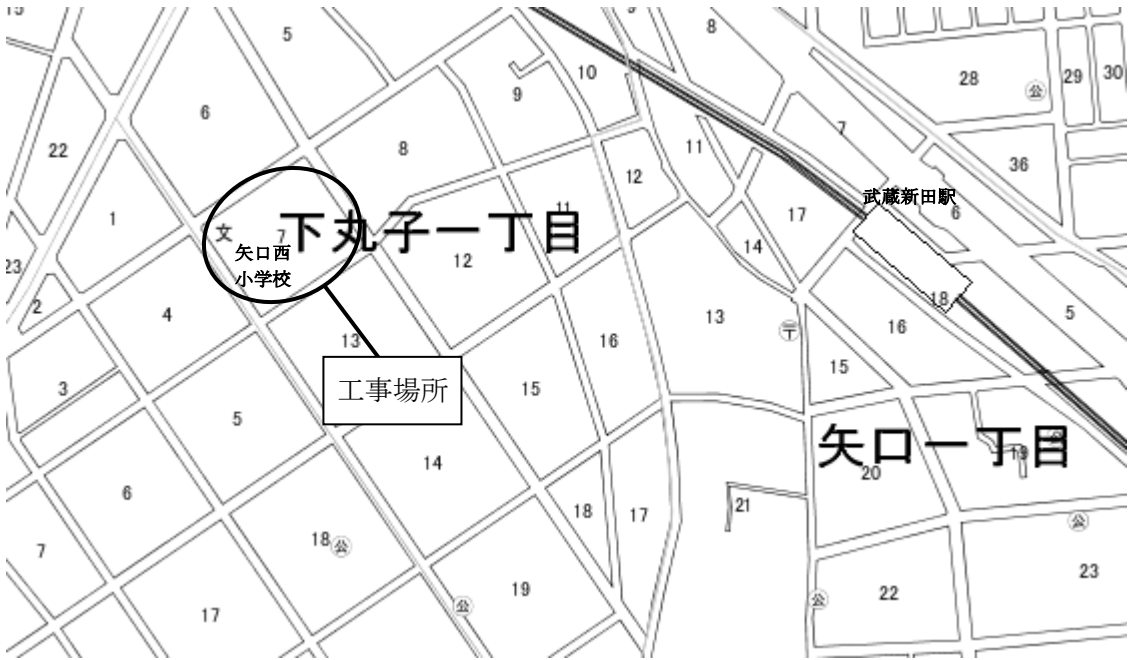
契約の相手方	名 称	永岡・城南建設工事共同企業体		
	所在地	大田区本羽田三丁目1番9号		
契約金額(税込)	¥704,000,000	(落札率96.82%)		
(税抜)	¥640,000,000			
予定価格(税込)	¥727,111,000			
(税抜)	¥661,010,000			
工 期	契約有効の日から令和8年3月13日まで			

大田区立矢口西小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立矢口西小学校校舎改築その他電気設備工事
- (2) 工事場所 大田区下丸子一丁目7番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和11年2月28日まで
- (4) 工事内容 ア 校舎改築に伴う電気設備工事 一式
イ 仮設校庭及び仮設渡り廊下整備に伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第102号議案

入札年月日		件名	大田区立矢口西小学校校舎改築その他電気設備工事				
令和6年8月8日							
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	/			
1	株式会社城南サービス	¥637,000,000	レ¥529,000,000				
2	新星電工株式会社	辞退					
3	永岡電設株式会社	¥566,000,000	辞退				
4	増田電気株式会社	辞退					
5							
6							
7							
8							

契約の相手方	名 称	株式会社城南サービス	
	所在地	大田区東矢口一丁目12番22号	
契約金額(税込)	¥581,900,000	(落札率97.08%)	
(税抜)	¥529,000,000		
予定価格(税込)	¥599,390,000		
(税抜)	¥544,900,000		
工 期	契約有効の日から令和11年2月28日まで		

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（I期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区中央二丁目15番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで
- (4) 工事内容 ア 校舎改築に伴う電気設備工事 一式
イ 外構その他工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第103号議案

入札年月日	件名	大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（I期）		
令和6年8月8日				
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	株式会社城南サービス	辞退		/
2	新星電工株式会社	辞退		
3	株式会社内外電業社	¥482,000,000		
4	永岡電設株式会社	¥465,000,000		
5	増田電気株式会社	レ ¥420,000,000		
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	増田電気株式会社		
	所在地	大田区西糀谷三丁目6番30号		
契約金額（税 込）	¥462,000,000	（落札率93.65%）		
（税 抜）	¥420,000,000			
予定価格（税 込）	¥493,306,000			
（税 抜）	¥448,460,000			
工 期	契約有効の日から令和8年7月31日まで			

大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷大規模改修機械設備 工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷大規模改修機械設備工事
- (2) 工事場所 大田区西糞谷二丁目12番1号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年3月13日まで
- (4) 工事内容 大規模改修工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第104号議案

入札年月日	件名	大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修機械設備工事		
令和6年8月8日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	株式会社太陽設備	最低制限未滿		/
2	日産温調株式会社	レ¥1,091,910,000		
3	株式会社マサルファシリ ティーズ	¥1,120,000,000		
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	日産温調株式会社	
	所在地	大田区大森北二丁目3番15号 第15下川ビル	
契約金額(税込)	¥1,201,101,000	(落札率94.21%)	
(税抜)	¥1,091,910,000		
予定価格(税込)	¥1,274,900,000		
(税抜)	¥1,159,000,000		
工 期	契約有効の日から令和8年3月13日まで		

大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修機械設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築及び大規模改修機械設備工事
- (2) 工事場所 大田区南六郷三丁目 23 番 9 号及び南六郷三丁目 23 番 8 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年1月9日まで
- (4) 工事内容 ア 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築工事に伴う機械設備工事
 イ 大田区立くすのき園大規模改修工事に伴う機械設備工事

2 案内図



入札経過調書

第105号議案

入札年月日	件名	大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築及び大規模改修機械設備工事		
令和6年8月8日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	日化設備工業株式会社	レ¥610,000,000		/
2	日産温調株式会社	辞退		
3	株式会社マサルファシリ ティーズ	辞退		
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	日化設備工業株式会社		
	所在地	大田区北馬込二丁目1番30号		
契約金額(税込)	¥671,000,000	(落札率92.62%)		
(税抜)	¥610,000,000			
予定価格(税込)	¥724,493,000			
(税抜)	¥658,630,000			
工 期	契約有効の日から令和8年1月9日まで			

総務財政委員会 令和6年9月18日・19日
総務部 資料12番
所管 経理管財課

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区中央二丁目15番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで
- (4) 工事内容
 - ア 校舎改築に伴う機械設備工事 一式
 - イ 外構その他工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第106号議案

入札年月日	件名	大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I期）		
令和6年8月8日		入札参加者	第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）
1	株式会社勝工業所	¥542,000,000	レ¥530,000,000	
2	日本装芸株式会社	辞退		
3				
4				
5				
6				
7				
8				

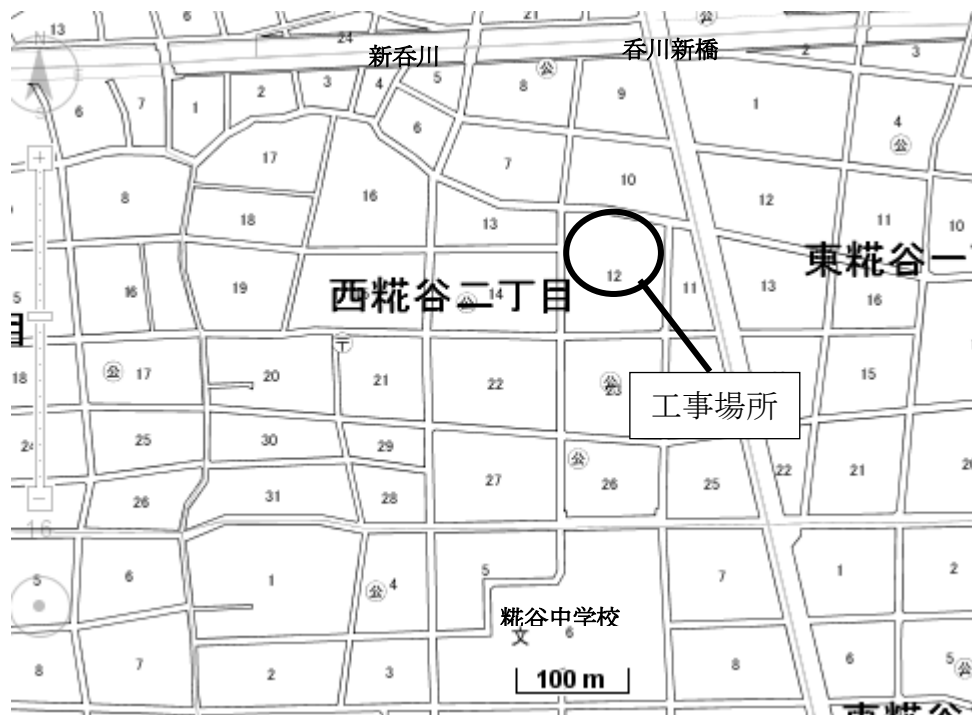
契約の相手方	名 称	株式会社勝工業所		
	所在地	大田区西蒲田六丁目20番1号		
契約金額（税込）	¥583,000,000	（落札率97.86%）		
（税抜）	¥530,000,000			
予定価格（税込）	¥595,738,000			
（税抜）	¥541,580,000			
工 期	契約有効の日から令和8年7月31日まで			

大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷昇降機設備改修工事 請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立特別養護老人ホーム糞谷及びシルバーピア糞谷昇降機設備改修工事
- (2) 工事場所 大田区西糞谷二丁目12番1号
- (3) 工期 契約有効の日から令和8年3月13日まで
- (4) 工事内容 大規模改修工事に伴う昇降機設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第107号議案

入札年月日		件名	第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
令和6年8月8日					
入札参加者					
1	東芝エレベータ株式会社 東京支社	¥180,000,000	¥166,000,000		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方 名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社
所在地 品川区大井一丁目28番1号

契約金額(税込) ¥178,750,000 (不落随契)
(税抜) ¥162,500,000

予定価格(税込) ¥178,794,000
(税抜) ¥162,540,000

工期 契約有効の日から令和8年3月13日まで

災害対策用携帯トイレの購入について

1 概要

(1) 件名 災害対策用携帯トイレの購入

(2) 納入場所 大田区指定場所
(京浜島地区備蓄倉庫)

(3) 納期 令和7年3月14日

(4) 物品 防災簡易トイレパック
784,500 パック

2 外観図



入札経過調書

第108号議案

入札年月日	件名	災害対策用携帯トイレの購入		
令和6年8月5日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	有限会社愛東商会	不参		
2	株式会社奥島産業	¥103,554,000		
3	株式会社加美屋	レ¥94,140,000		
4	斎友消防設備株式会社 大田営業所	¥98,847,000		
5	サンコー薬品株式会社	辞退		
6	消防設備工業株式会社	¥105,907,500		
7	株式会社スエヒロ 城南営業所	¥101,985,000		
8	株式会社大明企画	¥96,493,500		
9	株式会社東京商工社	¥109,830,000		
10	東京トラヤ株式会社	¥101,985,000		
11	株式会社 防災サービスセンター	不参		
12	三津浜工業株式会社	辞退		
13	ミドリ安全株式会社 城南支店	不参		
14	有限会社矢部商会	¥109,830,000		
15	株式会社LIFE-A	¥98,062,500		

契約の相手方	名称	株式会社加美屋
	所在地	大田区多摩川一丁目23番19号
契約金額(税込)	¥103,554,000-	
(税抜)	¥94,140,000-	

総務財政委員会 令和6年9月18日・19日
総務部 資料15番
所管 経理管財課

災害対策用毛布の購入について

1 概要

- (1) 件名 災害対策用毛布の購入
- (2) 納入場所 大田区指定場所
(京浜島地区備蓄倉庫)
- (3) 納期 令和7年3月14日
- (4) 物品 災害救助用毛布 (吸湿発熱・抗菌真空パック包装)
15,000枚

2 外観図



入 札 経 過 調 書

第109号議案

入 札 年 月 日		件 名	災害対策用毛布の購入		
令和6年8月5日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 (税 抜)	第 2 回 入 札 (税 抜)		
1	有限会社愛東商会	不参			
2	株式会社奥島産業	¥62,250,000			
3	株式会社加美屋	レ¥52,350,000			
4	斎友消防設備株式会社 大田営業所	¥60,750,000			
5	サンコー薬品株式会社	辞退			
6	消防設備工業株式会社	不参			
7	株式会社スエヒロ 城南営業所	¥61,500,000			
8	株式会社大明企画	¥58,500,000			
9	株式会社東京商工社	¥64,500,000			
10	東京トラヤ株式会社	¥59,400,000			
11	株式会社 防災サービスセンター	不参			
12	三津浜工業株式会社	辞退			
13	ミドリ安全株式会社 城南支店	不参			
14	有限会社矢部商会	¥63,000,000			
15	株式会社L I F E - A	¥52,950,000			
契約の相手方		名 称	株式会社加美屋		
		所在地	大田区多摩川一丁目23番19号		
契約金額 (税 込)		¥ 5 7 , 5 8 5 , 0 0 0 -			
(税 抜)		¥ 5 2 , 3 5 0 , 0 0 0 -			

大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事
- (2) 工事場所 大田区京浜島三丁目5番8号
- (3) 工期 令和5年6月26日から令和6年11月20日まで
- (4) 契約の相手方 サンユー建設株式会社
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容	変更理由
1	インフレライドの適用	契約金額の変更	契約約款の規定

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 247,500,000円
- 第1回変更後金額 248,215,000円
- 第2回変更後金額 259,699,000円
- 第3回変更後金額 272,679,000円
- 今回変更後金額 274,736,000円
- 差引金額 2,057,000円

2 案内図



総務財政委員会 令和6年9月18日・19日
総務部 資料17番
所管 経理管財課

大田区立大田生活実習所改築その他電気設備工事（I期）請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立大田生活実習所改築その他電気設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区萩中二丁目10番11号
- (3) 工 期 令和5年5月30日から令和7年4月30日まで
- (4) 契約の相手方 永岡・城南建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容	変更理由
1	インフレスライドの適用	契約金額の変更	契約約款の規定
2	機械浴槽の仕様変更	電源供給方法の変更	備品工事との調整
3	機器の仕様変更	電源ブレーカ容量の変更 (減額変更)	機械設備工事との調整

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 473,000,000 円
- 第1回変更後金額 476,960,000 円
- 今回変更後金額 508,222,000 円
- 差引金額 31,262,000 円

2 案内図

別紙のとおり



総務財政委員会 令和6年9月18日・19日
区民部 資料1番
所管 国保年金課

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 対象とする条例
大田区国民健康保険条例
- 2 改正理由及び概要
 - (1) 国民健康保険法の改正に伴い、規定を整理する。
 - ア 被保険者証の返還に関する規定が廃止され、条例で過料を定めることができるとしている規定も改められたことに伴い、過料に関する規定を整理する。
 - イ 特別療養費の支給等に関する規定の改正により、保険料滞納世帯主等への療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給について定められたことに伴い、条例中の引用条文を整理する。
 - (2) 国の通知を踏まえ、保険料の徴収猶予期間に関する規定を整備する。

保険料の徴収を猶予することができる期間に関し、現在の6月に加え、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者については当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年と定める。
- 3 施行日
令和6年12月2日
- 4 改正内容
別紙「新旧対照表」のとおり

大田区国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）新旧対照表

新	旧
○大田区国民健康保険条例	○大田区国民健康保険条例
昭和34年11月20日	昭和34年11月20日
条例第15号	条例第15号
第1条から第5条まで（略） （療養の給付の範囲）	第1条から第5条まで（略） （療養の給付の範囲）
第6条 療養の給付の範囲は、法 <u>第36条第1項及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。	第6条 療養の給付の範囲は、法 <u>第36条第1項</u> に定めるところによる。
第7条から第9条まで（略） （入院時食事療養費）	第7条から第9条まで（略） （入院時食事療養費）
第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法 <u>第52条及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。	第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法 <u>第52条</u> に定めるところによる。
（入院時生活療養費）	（入院時生活療養費）
第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法 <u>第52条の2及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。	第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法 <u>第52条の2</u> に定めるところによる。
（保険外併用療養費）	（保険外併用療養費）
第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法 <u>第53条及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。	第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法 <u>第53条</u> に定めるところによる。
（療養費）	（療養費）
第9条の5 療養費の支給は、法 <u>第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項</u> までの規定に定めるところによる。	第9条の5 療養費の支給は、法 <u>第54条及び第54条の3第3項から第5項</u> までの規定に定めるところによる。
（訪問看護療養費）	（訪問看護療養費）
第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法 <u>第54条の2及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。	第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法 <u>第54条の2</u> に定めるところによる。
第9条の7から第22条の2まで（略） （徴収猶予）	第9条の7から第22条の2まで（略） （徴収猶予）
第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、 <u>6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保</u>	第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、 <u>6か月</u> 以内の期間を限つて徴収を猶予することができる。

新	旧
<p><u>険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条から第26条まで (略)</p> <p>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第28条から第29条まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条から第26条まで (略)</p> <p>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第28条から第29条まで (略)</p>

馬込地区の公共施設整備に向けた「財産交換に係る基本協定の締結」について

総務財政委員会
令和6年9月18・19日
企画経営部 資料1番
所管 施設整備課

経過と現況

- ▶ 馬込地区については、「大田区公共施設等総合管理計画」において、「更新の検討を要する公共施設」が多数存在する。
- ▶ このような中、当該施設の更新に当たっては、「種地（整備用地）」を生み出し、それを活用することにより、可能な限り「仮設建物を建築しない」など、「整備コストの縮減」、「工期の短縮」、工事期間中における「継続した区民サービスの提供」を目指した計画とするため、令和3（2021）年に「馬込区民センター等の建替え」を目的にその「隣地（南馬込地区）」を取得した。
- ▶ 加えて、中馬込地区の施設整備に向け、東京地下鉄(株)所有地と馬込図書館の土地との「財産交換に係る基本協定」について、令和6（2024）年9月2日付けで区と東京地下鉄(株)との間で締結した。

位置図



基本協定とスケジュール

基本協定の骨子

- **交換する財産**
 - ・交換する財産は「馬込図書館の土地」と「東京地下鉄(株)所有地」
 - ・交換する財産の「評価時期」は、令和9（2027）年6月1日時点を予定
 - ・残置する構造物がある場合は、評価額から「撤去費用等」を控除
 - ・評価額に差額がある場合は、差金を支払う
- **土地の引渡しと賃貸借**
 - ・原則、建物及び構造物について撤去し「更地」にて引渡す
 - ・交換する財産の「引渡し時期」は、令和11（2029）年4月を予定
 - ・図書館の土地は、新しい図書館ができるまでの間、区が東京地下鉄(株)から借り受けることで、「継続したサービスの提供」を予定
 - ・「賃貸借期間」は、令和11（2029）年4月から令和15（2033）年3月を予定
- **今後の手続き**
 - ・財産交換に当たっては、別途「不動産交換仮契約」を締結
 - ・「不動産交換仮契約」は、令和9（2027）年9月末までに締結し、区議会の「議決」を得ることで「有効」となる
- **その他の項目**
 - 工事実施に係る周辺住民等への対応、本協定の変更・解除、本協定の有効期間、守秘義務、誠実協議

今後のスケジュール（予定）

